

行政手続法・行政手続条例適用の申請に対する処分に係る審査基準と標準処理期間

	所管課名	農業政策課	整理番号	3-5
許認可等の種類	農地信託規程の制定、変更の承認			
根拠法令条例等・条項	農業協同組合法第11条の42			
許認可等の概要	農業協同組合の農地信託規程の制定、変更の承認			
審査基準 (未設定の場合はその理由)	<p>未設定(法令等の規定において言い尽くされているため)</p> <p>【参考】「農業協同組合、農業協同組合連合会、農業協同組合中央会及び農事組合法人向けの総合的な監督指針(信用事業及び共済事業のみに係るものを除く。)」(平成23年2月28日付け22経営第6374号農林水産省経営局長通知)</p> <p>①農業協同組合法施行規則第50条に規定する記載事項が農地信託規程に記載されていること</p> <p>②事業実施組合は、信用事業を行う組合に限られること</p> <p>③農地法等の法令に違反することとならないこと</p> <p>④事業運営の健全性その他組合員の利益保護が十分に確保されていること</p> <p>⑤信託財産の貸付け及び売渡しに関する事項が組合員の農業経営の改善に資するよう定められていること</p>			
基準の制定根拠	—			
標準処理期間 (未設定の場合はその理由)	1月			
期間の制定根拠	「農業協同組合、農業協同組合連合会及び農事組合法人向けの総合的な監督指針(信用事業及び共済事業のみに係るものを除く。)」(平成23年2月28日付け22経営第6374号農林水産省経営局長通知)			